

子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

【1. 計画概要】

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て施策を一体的に推進し、切れ目のない支援を行うことによる子育て環境の充実を図るため、様々な施策を計画的に推進することを目的として策定

計画期間：5年間（令和2年度～令和6年度）

計画策定手順

- ① 将来的な子どもの数を推計する
- ↓
- ② 様々な子育て施策に対する市民の利用希望を家族形態別に把握する（アンケート調査を実施）
- ↓
- ③ ①・②をもとに、計画期間内における子育て施策の想定需要（量の見込み）を算出する
- ↓
- ④ 算出された需要の見込みを満たすために、各事業ごとに確保方策を策定する

【2. 中間見直しについて】

中間見直しの概要

計画策定時に想定した様々な子育て施策に対する需要の見込みについて、計画当初と現状を比較し、乖離が生じているかどうかを確認する。

- 確認の結果、
- ・ 乖離が大きい場合 → 量の見込みを見直し、必要に応じて今後の確保方策の修正を行う
 - ・ 乖離が小さい場合 → 量の見込み及び確保方策について見直しを行わない

⇒ 今年度（令和4年度）は中間年のため、中間見直しを行う

【3. 中間見直しの方法】

（1）教育・保育における現状の需要を把握する



（2）計画における量の見込みと現状の需要を比較し、乖離の割合を算出する

見直しの判断基準 双方の乖離の割合が **10%** を超える場合は、量の見込み及び確保方策の修正を検討

（3）量の見込みの見直しを行う場合、必要に応じて確保方策の修正も併せて検討する



（4）地域子ども・子育て支援事業についても、現状の需要を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する

【4. 見直しの検討結果】

（1）教育・保育の量の見込み

地域	10%以上の乖離がある区分		計画と実際の乖離	方針
	北部地区	保育	1・2歳児	+15.7%
教育		3～5歳児	+95.9%	

地域	10%以上の乖離がある区分		計画と実際の乖離	方針
	中部地区	保育	1・2歳児	+18.6%
教育		3～5歳児	+14.9%	

地域	10%以上の乖離がある区分		計画と実際の乖離	方針	
	南部地区	保育	0歳児	△11.0%	社会状況等を踏まえ、今後の需要を見極める必要がある
			3～5歳児	+17.8%	
教育	3～5歳児	△45.5%			

地域	10%以上の乖離がある区分		計画と実際の乖離	方針
	市内全域	-	-	-

当初の見込と実際の需要が乖離する主な要因



（2）地域子ども・子育て支援各事業の量の見込み

事業によっては、現状が当初の見込から大きく乖離している事業があるもの、「（1）教育・保育の量の見込み」と同様に、上記の要因が大きく影響していると想定されることから、今後の需要の推移を見極める必要がある。

⇒ 今回は見直しを行わない

【5. 今回の見直しによる計画の修正】

★ 教育・保育の量の見込みのうち、以下の部分について、今後の想定需要を見直すこととする。

				令和4年度	令和5年度	令和6年度
北部地区	教育	3～5歳児	当初計画	862	836	829
			見直し後	1,689	1,689	1,689

令和5・6年度は令和4年度からの現状維持を想定